

公益財団法人甲南会甲南医療センター 開放病床運営要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人甲南会甲南医療センター開放病床運営要綱第4条に基づき実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(開放病床の編成)

第2条 開放病床は、5床とする。

(患者の入院、退院)

第3条 登録医が、自己の診察した患者を開放病床に入院させようとするときは、原則として診療情報提供書をFAXで当院患者サポートセンターに送付し、当院の承認を受けるものとする。

2 前項により承認したときは、申請した登録医に開放病床入院承諾書(別紙様式第4号)によりFAXで通知するものとする。

3 当該患者の待遇、取り扱い等は当院の他の入院患者と同様とする。

4 患者の入院に当たっては、診療情報提供書の原本を持参するものとする。

5 退院の決定は、主治医が登録医ともに検討し、決定を行うものとする。

(診療)

第4条 開放病床入院患者の診療にあたっては、当院の医師が主治医、登録医が副主治医となって共同して行うものとする。

2 登録医の当院における診療時間は、平日の13時から17時までとする。ただし、登録医と主治医の合意があれば、この限りではないものとする。

3 登録医が当院に赴くときには、原則として患者サポートセンターにあらかじめ連絡するものとする。

4 登録医は、当院において診療を行った場合は、開放型病床共同指導箋(別紙様式第5号)を記入し、登録医の所属する医療機関及び当院の双方の診療録に編綴す

るものとする。

(登録医の責務)

第3条 登録医は当院規程を守るとともに、来院の際は必ず登録医来院記録簿に所定事項を記入する。

2 登録医の重大な過失により当院に損害を与えた場合は、登録医は賠償の責任を負うものとする。

(連絡会および研究会)

第4条 開放病床の関係者は、必要的都度、連絡会及び症例検討会等の研究会を開催し、互いに協力研鑽に努めるものとする。

(施設の利用)

第7条 登録医は、手術・検査に立会い、また参加することができる。

2 登録医は、当院が主催する学術講演会、カンファレンス等に参加することができ、当院所有の図書の閲覧・複写ができる。

3 登録医は、開放病床入院患者に関する当院所有の医学資料を閲覧することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、当院の他病床の例による。

(附則)

この規程は、2018年 1月 1日から施行する。

この規程の一部変更は、2019年 10月 1日から施行する。

この規程の一部変更は、2020年 4月 1日から施行する。